

令和元年台風15号等災害対応検証会議設置要綱

(目的)

第1条 令和元年に発生した台風15号、19号及び21号に伴う大雨による千葉県内の災害に係る県の対応について検証し、その経験や教訓を千葉県地域防災計画等に反映することによって、今後の防災、減災等の対策に資するため、令和元年台風15号等災害対応検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

なお、検証会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の性質を有しない。

(構成員)

第2条 検証会議は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 構成員の任期は、前条に規定する事項の検証が終了する日までとする。

(検証事項)

第3条 検証会議は、次に掲げる事項について検証する。

(1) 令和元年台風15号、19号及び21号に伴う大雨における千葉県の災害対応に関する事項

(2) その他(1)の検証のために座長が必要と認めた事項

(座長)

第4条 検証会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選により決定する。

3 座長は、検証会議を統括し、検証会議の議長を務める。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検証会議は、必要に応じ、総務部長が招集する。

(事務局)

第6条 検証会議の事務局は、総務部行政改革推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検証会議に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

別表

氏 名	所属・役職	専門分野
おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 代表取締役社長	報道機関
しげかわ きしえ 重川 希志依	常葉大学社会環境学部 社会環境学科教授	人材育成
せきや なおや 関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 准教授	情報伝達
つぼき かずひさ 坪木 和久	名古屋大学 宇宙地球環境研究所教授	気象
べにや しょうへい 紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	災害対応マネジメント
やまね やすお 山根 康夫	千葉県市長会事務局長 千葉県町村会常務理事	市町村連携
よしい ひろあき 吉井 博明	東京経済大学 名誉教授	災害危機管理全般